

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定め、その適正な実施のための助言、指導を行うことにより、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全を図り、もって市民の安全と安心を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項の再生可能エネルギー発電設備であつて、同条第4項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- （2）事業者 守谷市において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し、当該設備を設置しようとする者をいう。
- （3）管理者 太陽光発電設備を管理する者をいう。
- （4）事業区域 設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。
- （5）町内会 事業区域周辺に居住する住民が所属する町内会（自治会を含む。）その他これに類する団体をいう。
- （6）近隣関係者 事業区域に隣接する土地（事業区域が幅員6メートル未満の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に接するときは、当該道路が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含む。以下この号において同じ。）若しくは事業区域に隣接する土地に存する建築物（建築基準法第2条第1号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）を所有する者又は当該建築物に居住する者をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例の規定は、発電出力50キロワット以上（実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の合算した出力が50キロワット以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備について適用する。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び管理者の責務）

第5条 事業者及び管理者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、町内会及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者及び管理者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業者及び管理者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、前条に規定するもののほか、太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

2 事業者は、第7条各号に定める区域では設置事業を実施しないよう努めなければならない。

3 事業者は、町内会及び近隣関係者に対し、あらかじめ、設置（増設を含む。以下この項において同じ。）を計画している太陽光発電設備について説明を行い、当該太陽光発電設備の設置及び運用に関する理解を得られるよう努めなければならない。

(設置抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる事由により、太陽光発電設備の設置を抑制すべきと判断した区域において設置事業を行わないよう事業者に協力を求めるものとする。

(1) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されていること。

(2) 自然災害の発生が危惧されること。

(3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。

(4) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。

(5) その他市長が特に必要と認める事由があること。

(協議等)

第8条 事業者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、当該太陽光発電設備を設置しようとする日の60日前までに規則で定める計画書を提出した上で市長と協議をしなければならない。

2 前項の計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法令等による許可又は認可を受けている場合は、許可又は認可の内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し）

(2) 町内会及び近隣関係者に対し設置事業の内容等の説明を行った旨の報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定による通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設置事業に着手するものとする。

(協定の締結)

第10条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、事業者に対し、太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の協定の締結に応じるよう努めなければならない。

(工事の着手等)

第11条 事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の設置に係る工事に着手したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の設置に係る工事を中断し、再開し、又は完了したときも同様とする。

(運用の開始等)

第12条 事業者又は管理者は、第9条第1項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の運用を開始するときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の運用を停止し、再開し、又は廃止するときも同様とする。

(協議内容の変更)

第13条 事業者は、第8条第1項の協議に係る内容を変更しようとするときは、書面により改めて市長と協議をしなければならない。ただし、変更しようとする内容が規則に定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の協議を行う前に町内会及び近隣関係者に対して、変更しようとする内容等の説明を行わなければならない。

(地位の承継等)

第14条 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は管理者に対して、規則で定めるところにより太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに市長に報告しなければならない。

(管理者等に関する情報の揭示)

第16条 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した太陽光発電設備の管理者等に関する情報を町内会及び近隣関係者に周知するため、当該情報を事業区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること（以下この条において「立入検査」という。）ができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導又は助言)

第18条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、事業者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(1) 第8条第1項若しくは第13条第1項の協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議をした者

(2) 第9条第1項の規定による通知を受ける前に設置事業に着手した者

(3) 第11条から第14条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第15条第2項の規定による報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をした者

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(6) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日以後 60 日の間に着手する太陽光発電設備の設置に係る工事については、第 8 条から第 10 条までの規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に太陽光発電設備を設置している事業者であって、当該設置の日以後 180 日の間に、近接した場所に太陽光発電設備を設置し、又は既に設置している太陽光発電設備を変更等することにより、総発電出力が 50 キロワット以上となる場合は、第 3 条の規定による対象とみなして、この条例の規定を適用する。